

ハッピーメール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

公益財団法人ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47

TEL: 082-248-1400 FAX: 082-242-8628

ホームページ: <https://www.hiwave.or.jp>

本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

CONTENTS

広島ミャンマー協会 会長 小田 秀樹 氏 「広島ミャンマー協会」のご紹介…………… 1	シンガポール「シンガポール、 経済転換が必要」…………… 6
海外レポート	台北「訪台観光客数」…………… 7
バンコク「デジタル経済社会省」…………… 2	重慶「社会現象の真実」…………… 8
ハノイ「ベトナムeコマース（EC）の現在」…………… 2	ニューヨーク「NY NOW 冬展に出展して」…………… 9
上海「第12回『広島・上海ネットワーク協議会』 を開催しました」…………… 3	ジャカルタ「日系企業に大きな影響のある 移転価格関連新規則」…………… 10
大連「春節休み、店閉店」…………… 4	中国ビジネス Q&A
チェンナイ「2017年度インド予算案 および税制改正について」…………… 4	「中国国内でのウェブサイト 開設に関する『公安備案』について」…………… 11
ホーチミン「ベトナムのテト（旧正月）の注意点」…………… 5	ハッピーからのお知らせ…………… 12

「広島ミャンマー協会」のご紹介

広島ミャンマー協会 会長 小田 秀樹 氏



「広島ミャンマー協会」という名前にはなじみのない方も多いと思いますが、当協会は、昨年10月24日に発足した設立ホヤホヤの二国間協会です。

伝統的な親日国であったミャンマーは、長年の軍事政権下で、欧米諸国からの経済制裁が続き、日本との経済交流も困難な状況が続いていましたが、2011年のティン・セイン大統領による民政移管と、これに続く民主化（アウン・サン・スーチー氏が率いるNLDの政権獲得）の進展により、海外からの投資は飛躍的に増大し、今や、「アジア最後のフロンティア」と呼ばれています。

また、広島とミャンマーとのつながりも徐々に強くなっており、製造業、運輸、建設等の分野で現地に積極的に進出する地元企業が増えているほか、ミャンマーからの留学生も50名を超えるなど、人的交流も活発となっております。

こうした状況を背景に、広島とミャンマー相互の理解を深め、経済・文化・観光などの交流の推進

により、相互の友好親善を図ることを目的として、広島県・広島市・広島アセアン協会などのご支援をいただきながら、本協会を発足させました。

現在、約30の団体会員と約40名の個人会員に入会していただいています。

本協会では、昨年の設立総会に併せて、会員と広島在住のミャンマー出身者が交流する懇親会を開催しました。

また、この2月には、広島アセアン協会との共催により、ミャンマー視察ツアーを実施し、ミャンマー政府関係や日本大使館、経済関連団体・企業を訪問したところです。さらに、今後、在広留学生等の交流事業も計画しております。

発足間もない本協会ではありますが、広島アセアン協会や他の二国間協会の皆様と連携しつつ、ミャンマーとの交流・親善に努めて、広島の存在感を高めてまいりたいと考えております。

皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

デジタル経済社会省

バンコク ビジネスサポーター 富永 勇三

最近の新聞、雑誌等には、「IT・ネットが拓く」とか「IT 時代の幕開け」等の活字を、毎日のように見ます。AI 技術が急速に進歩し、新しい社会を構築して行く事を感じさせる内容です。その素晴らしさ、利便性等多くのメリットが論じられていますが、一方において、自己啓発に努め、その時代に対応せねば置き去りにされるか、職を失う危険性についても論議されています。

目下、この分野で多くの優秀な人材を抱えているのは、中国とインドだと言われています。タイ国も、乗り遅れてはならじと、既にお伝えしたように、今後注力していく 10 項目の中に、「IT/デジタル」を掲げ、その 1 項目として、「デジタルエコノミー政策」を進めることとしています。昨年の 9 月、プラユット暫定政権は、その本気度を示すため、情報通信技術省を改組し新たにデジタル経済社会省を発足させました。この省は、郵便、TOT、CAT 等の国営通信会社も管轄します。新大臣には、科学技術相であったピチェート氏を横滑りで任命しました。同氏は 62 歳で、オーストラリアの大学を卒業後、米国のトリニティ大学でマスター、ペンシルベニア大学で博士号を取得している秀才です。国家公務員、大学等での勤務経験はありますが、一般の会社での勤務経験はありません。

直近の課題は、タイ全土で高速のインターネット回線を使えるようにし、IT 技術の活用によって地方や離島で不足している医療分野の充実を図ることです。また、人々の生活の質を高めるべく、スマートシティ開発等も挙げています。目下の所、候補地としてはプーケット、チェンマイ、コンケーンの三県があがっています。更には、電子決済システム、ベンチャー企業の活性化等により、高度産業化を起こし、経済の活性化を目指そうともしています。

これを後押しすべく、日本大使館は世耕大臣の参加のもと、両国を代表する企業を招待し、法整備や規制緩和の働きかけ等、連携を図って行く事が確認されました。

目下のタイは、何と言っても自動車の製造拠点です。その機械や設備、製品等をインターネットに繋ぐだけではなく、それに知能(AI)を与え、製造ラインが自ら考え動くようにしようとする IoT により、生産効率を飛躍的に上げようとする分野にも当然注力して行こうとしています。

国連の専門機関の一つである国際電気通信連合が主催する、ITU テレコムワールド 2016 が幸運にもタイ国で開催され、プラユット首相はもちろんの事、シリントーン王女、佐渡島大使も参加され、大いに盛り上げ、タイ国の本気度を世界に示しました。シリントーン王女からは、「主催できた事を大変嬉しく思っている。世界中からの技術者によるアイデアや知識の交換が出来、タイの中小企業やスタートアップ企業に投資やビジネスチャンスを得られる絶好機であり、また新たなネットワーク形成のはじまりに繋がるイベントでもあり、参画出来た事を嬉しく感じている。」と挨拶されました。

プラユット首相からも上記と同じ様なコメントがあり、「ASEAN の中心と自負しているタイ国が、今回は主催国に選ばれた事を本当に喜ばしく思っている。前国王が先導されていた、デジタルテクノロジーによるロイヤルプロジェクトを、全世界に発信するこの大舞台で紹介出来た事を大変誇りに感じている。」と結ばれました。

間違いなく、この分野は注力されますし、幅広く伸びて行くものと確信しています。関連される企業の皆様の、お問い合わせをお待ち申し上げます。

ベトナム e コマース (EC) の現在

ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

ベトナム当局の発表によれば、2015 年末のインターネット使用人数は総人口の 52%、モバイルブロードバンド加入者数 3,628 万人で、対人口加入率は 40.1%となっています。そのため、ベトナムでは、電子商取引 (e コマース=EC) が近年急

速に増加しています。2016 年の EC による取引高は 2015 年に比べて 50%増加し 9 億 US ドルになっています。EC 増加の背景にはスマートフォン及び PC の普及が加速したことが挙げられますが、2020 年にはスマートフォン及び PC の使用

者数はそれぞれ 6,000 万人、1,500 万人になると予測され、ベトナム人口の約 30%が EC を活用し、一人当たり年間 EC 購入額は 350US ドルと予測されています。

EC の分野では近年、大手の外国企業がベトナムに積極的に進出しています。イオンベトナム (AEON Vietnam) は 2017 年 1 月 1 日に EC サイト「Aeon Eshop」を開設しました (<http://aeoneshop.com/>)。取扱商品は主に同社の TOPVALU ブランド品、ベトナム産の高品質な製品等です。現在、配送先はホーチミン市が中心となっていますが、今後ベトナム全国へサービスを展開していく予定で、2017 年 6～7 月頃には英語版サイトとアプリが提供される見込みです。配送においては佐川急便とタイアップしています。ベトナムは、イオンの EC 市場として日本、マレーシアに次いで三番目となっています。

韓国の Lotte 社も 2016 年 10 月にオンラインショッピングサイトを発足しました (<https://www.lotte.vn/>)。このサイトは新規設立した Lotte E-commerce 社により運営されます。食品、日用品、化粧品等を中心に販売しており、配送についてはベトナムのトップクラスの配送会社 VN Post 等とタイアップしています。

ベトナムを含めた東南アジアで有力な EC サイトとなった Lazada を、中国の最大手 EC の Alibaba が 2016 年に 10 億ドルで買収しました (<http://www.lazada.vn/>)。タイのセントラル・グループは 2016 年に Zalora タイを買収しました。ベトナムでは同グループが 49%の株を所有す

るグエン・キム社が Zalora ベトナムサイトを運営しており、主にファッション品を取り扱っています。ベトナムの企業により運営されている EC サイトとしては Tiki、Vingroup の Adayroi、Hotdeal、Vuivui などが挙げられます。

ベトナムの消費者リサーチサービス「Q&Me」の市場調査結果によれば、EC で購入した商品で最も多いのがファッションで 46%、次いで IT/携帯 (39%)、調理用具 (35%) の順となっています。利用された EC サイトについては一位の「Lazada」54%、「Facebook」(48%)、「Hotdeal」(34%)、「Tiki」(24%) となっています。

ベトナムの小売業に占める EC のシェアは 2.8% (2015 年) とまだ低く、中国及び米国ではそれぞれ 9%及び 5%です。また、日本の通販業の小売業に占める売上シェアでは、2015 年度は 4.6%と 2007 年度の 2.9%から 1.7 ポイントアップし、百貨店の 4.8%に迫っています。ベトナム政府は 2020 年の小売業に対する EC シェアが 5%になることを目標としています。

EC 促進の一環として一昨年に引き続き、2016 年 12 月 2 日の金曜日にベトナムで 2016 年オンラインの日 (Online Friday 2016) が開催されました。約 3,000 社が参加し、値引き対象商品 36 万点が掲載されました。24 時間の注文は 54 万件、売上は 6,440 億ベトナムドン (約 3,000 万円) でした。

ベトナムの EC 市場はますます活発化し、今後、多数の日本製品の取り扱いが期待されます。

第 12 回「広島・上海ネットワーク協議会」を開催しました

広島上海事務所長 西尾 麻里

去る 2 月 10 日、当上海事務所が主催する「広島・上海ネットワーク協議会」を上海市内で開催しました。同協議会は、中国に進出した広島県企業に有益なビジネス情報の提供や、企業同士の意見交換、懇親を目的として、年 1 回開催しています。今回は 8 社 10 名のご参加をいただき、とても有意義な交流を持つことができました。

同協議会は今回で 12 回目を数えます。セミナーと懇親会の 2 部構成で進行し、第 1 部のセミナーでは、コチコンサルティング (上海) の松村扶美副総経理に「《重大労働保障違法行為社会公布便法》施行への備え～労務管理の検証～」と題して、講演いただきました。

この数ヶ月間、中国滞在中の日本人の間で、話題になっている「外国人の就労許可」に関する最新情報や、「労働報酬」に関する話題、一人っ子政策が撤廃されたことによって徐々に増加しつつある「女性保護」に関するトラブルなど、講演内容は多岐に渡りました。松村講師が実際



に取り扱った事例とともに様々な解決策が提示され、メモを取りながら熱心に耳を傾ける出席者が多く見られました。

セミナー終了後の第2部では、白熱した質疑応答が繰り広げられ、時間が足りずに第3部の懇親会へ持ち越すほどでした。和気あいあいとした雰囲気の中で始まった懇親会では、「外国人の就労許可」トラブルに遭ったばかりの出席者が自身の経験を詳しく話してくださいました。今後、トラブルに遭遇するかもしれない出席者の皆様に注意を促す場面も見られました。講師

を囲んでセミナー内容を深く掘り下げる方や、出席者同士で生活面での情報交換が行われるなど、様々な話題に華を咲かせて、大いに盛り上がりました。

広島・上海ネットワーク協議会は不定期開催で、その時期に応じた最新のテーマを掲げてこのような交流の場を設けております。今回は上海駐在者に多数参加いただきましたが、日本から参加いただくことも大歓迎です。中国へ事業展開している県企業からの情報収集の場として、ぜひともご利用ください。

春節休み、店閉店

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

旧暦の1月1日、今年は1月28日でした。27日の大晦日は中国では一番賑やかな日です。中国の最大の祝日として、法定休日は1月27日から1週間でしたが、1月20日が旧暦の12月23日で、「小年」といい、農村部では新年の準備とお祝いに入り、工場の労働者が年一回の家族団らんということで、帰省するケースが多くあります。工場管理者はもう慣れていますが、旧暦の1月15日(今年は2月11日)にどのくらい戻ってくるかは勝負ですが、今年、レストランなど店も早く閉店してしまったことにびっくりしました。

1月22日に早々閉店してしまった大きい焼肉屋を目の前に、昔、クリスマスや新年の休みに欧米で店が全部クローズしたことを聞き、「一番売れる時期なのに、閉店するのは理解できない」と思った鮮明な記憶が浮かんできましたが、「中国もこれからそうなるのだろう」という将来図も浮かんできました。

春節休み中、ケーキ屋や小さいレストランは

殆どクローズしており、どうしても外食、買い物したい場合は、高級ホテルや大きいデパート内の施設を利用するしかありませんでした。会社の隣の高級デパート「友誼商城」にバスディケーキを買いにいったら、休みなしで営業していましたが、実際「お客も少なく、開けていても意味がない」と責任者が呟いていました。また、高級デパートの高いサービスとして、採算が取れなくても頑張ってこの時期の営業を続けていますが、どれだけ店員の給料を高くしても出勤を拒否され、春節休み中に開店できなくなってしまう日が近くなっていると感じます。

長く通っているエステも今年は法定休み通りに閉店し、不満を抱いたお客さんもいたようですが、スタッフは前年の大晦日や元旦の忙しさを回想し、初めてゆっくり休んだ喜びを語っていました。

「お金にさえなれば、がんばる」スタッフは、もう中国には少なくなってきました。

2017年度インド予算案および税制改正について

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

南インドのチェンナイは2月に入り少しずつ暑くなってきました。

さて、インドでは毎年2月末にインド予算案が発表されますが、今年は例年と違って2017年2月1日に発表されました。代表的な施策として鉄道3,500kmの敷設や高速道路

2,000kmの整備、また、農村の電力普及率100%目標など、事業環境としての基礎インフラや生活インフラの整備、さらに地方の農家の所得倍増計画などが謳われ、今年導入される予定であるGST税制と合わせて、中低所得層の底上げと同時に生産拠点としての地位を確立する

べく様々な政策が発表されています。今回はその中から日系企業に影響を与え得る税制改正を中心にご紹介したいと思います。

今回のインド予算案における税制改正については、GST 税制により、さまざまな間接税の税種目がひとつに統合される予定であることもあり、間接税については大きな変更点はありませんでしたが、直接税である法人税および個人所得税について下記のとおり変更が予定されています。

●中小規模法人(売上高 5 億ルピー以下の法人)については法人税率を現在 30%から 25%に 5%引き下げ(※2018 年 3 月期から対象)

●年間所得が 25 万~50 万ルピーの個人の所得税率を 10%から 5%に引き下げ(※2018 年 3 月期から対象)

●年間所得が 500 万~1,000 万ルピーの個人所得税に対するサーチャージ 10%を追加課税(※2018 年 3 月期から対象)

※なお、年間所得が 1,000 万ルピー超の個人については、従来から導入されていたサーチャージ 15%の追加課税があるため、変更なし。つまり、下記表のとおり、年間所得金額が 500 万~1,000 万ルピーの個人のみが増税となり、そ

れらの個人以外は減税。

●個人と家主との間に賃貸借契約を締結している場合には、月額 5 万ルピーを超える家賃の支払の際に源泉所得税(TDS: Tax Deducted at Source)の控除義務を明記

●2,000 ルピーを超える寄付金を現金で支払った場合、損金不算入(電子決済の促進)

●10,000 ルピーを超える固定資産の購入を現金で支払った場合、当該取得資産の減価償却費が損金不算入(電子決済の促進)

●300,000 ルピーを超える現金取引を禁止
(※これを超過する場合は同額の罰金規定あり)

INR (インドルピー)	年間所得金額			
	INR 350,000 の場合	INR 500,000 の場合	INR 6,500,000 の場合	INR 11,000,000 の場合
2017 年 3 月期 税 額	5,150	20,600	1,828,250	3,701,563
2018 年 3 月期 以 降 税 額	2,575	12,875	1,996,913	3,686,756
増税額 (減税額)	(INR 2,575)	(INR 7,725)	INR 168,663	(INR 14,807)

ベトナムのテト(旧正月)の注意点

ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

チュックムン ナムモイ。明けまして、おめでとうございます。読者の皆様は新年明けてから、もうずいぶん日にちが経ち、今更「明けまして、おめでとう。」とは遅いと感じられると思います。しかし、現在は(執筆時点 2 月 10 日)、ベトナムの正月が明けた翌週です。どういうことかと言いますと、ベトナムでは日本人の皆様がお祝いする正月ではなく、旧暦の正月を祝う習慣があるからです。

ベトナムの旧正月は、テト(Tet)と呼ばれ、日本や欧米などと異なり太陽暦の 1 月 1 日ではなく、中国、台湾、香港などと同様に太陰暦の 1 月 1 日を祝います。この旧正月の元日の日付は

日本人にとって非常に分かりづらく、毎年変わります。2017 年は 1 月 28 日が元日(旧暦の 1 月 1 日)にあたり、公的には旧暦の大晦日の 1 月 27 日から 2 月 2 日までが休日でした。しかし企業により休日が異なり、早い企業では 24 日や 25 日から休み始め、26 日まで営業を続けている企業は少数でした。

来年 2018 年のテト休みは、カレンダー上では大晦日の 2 月 15 日からの予定です。16 日が元日にあたりますが、16 日が元日というのは 2000 年代に入ってから三番目に遅い元日になり、一番遅かった元日は 2015 年の 2 月 19 日でこれより遅くなることはありません。逆に

2000 年代で一番早い元日は、2012 年の 1 月 23 日で、こちらもこれより早くなることはありません。

そして、ビジネスをする上でもこのテトの時期は日本の正月に似ていて、取引先のベトナム人担当者に連絡しても、「テト前は、企業への挨拶回り等で忙しいから、テト後にして欲しい。」と言われます。それに付け加え、頭の中が休みモードになり仕事に集中できない人もいます。ベトナム人の友人曰く、テト 2～3 週間ぐらい前から段々とテトの匂いがしてきて、街全体が休みモードになるようです。

また、テト 1 週間後もテト期間中に溜まった仕事や新年の挨拶回り等で忙しく、アポイントの取得が難しいです。テトの時期を含む前後 1 週間に、テトの存在を知らずにベトナム出張をご検討される日本人の方がいらっしゃいますが、上記のような事情なので、テト休み 2 週間前(来

年の場合は、2 月 2 日) 以前かテト休み 1 週間後(来年の場合は、3 月 5 日) 以降にベトナムにいらっしゃることをお勧めします。テトの日付は、インターネットで調べれば数十年先まで分かりますので、参考にしてください。

その他、テト期間中の注意点としては、ほとんどの個人経営の商店や飲食店が閉店しており、逆に営業している店は、通常より 1 割から 2 割増しのテト価格で販売することです。ですが、ホーチミン市内には、日本でお馴染みのファミリーマートやミニストップ、サークル K などのコンビニがあり、テト期間中も普段と変わらない値段と 24 時間営業のため問題はありません。

おさらいしますが、①テト期間は年によって変わるので、インターネット等で調べましょう。②テト期間前後のベトナム出張は控えましょう。以上の 2 点をお忘れなく、ベトナムにお越しいただければと思います。

シンガポール、経済転換が必要

シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

<未来経済委員会の提言>

これまで比較的高成長を続けてきたシンガポールですが、2015、2016 年の経済成長率はそれぞれ 1.9%、2%と伸び悩み、2017 年第 1 四半期も 1.8%の伸びに留まりました。経済発展を遂げたほかの先進国と同様、今後は 2～3%の緩やかな成長を目指していくことになります。緩やかな成長といっても、産業界ではビジネスコストの上昇、人材不足、一般社会では下げ止まらない出生率、高齢化など問題は山積しています。外部を見れば近隣諸国の経済も発展し、国の垣根を軽々と超える IT 技術の進展、インドや中国の台頭など、シンガポールを取り巻く環境はどんどんと変化しています。さらに近年進展してきたグローバル化とは反対の保護主義的動きも 2016 年には出始め、オープンエコノミーの恩恵を受けてきたシンガポールにとっては、懸

念材料が増えています。こうした中、2015 年 12 月に組織された経済戦略策定を行う諮問機関「未来経済委員会 (CFE)」が 2～3%の年率経済成長を実現するため、今後 10 年にわたる長期戦略をまとめました。報告書の中で「世界的に経済成長は鈍化の傾向」とする一方、「多くのアジア諸国には、シンガポール企業にもビジネスチャンスがある」、「米国と欧州は技術革新を進める企業や人材が豊富で、イノベーションなどの推進で協力できる」と指摘。具体的には金融、ハブ(中核拠点)サービス、物流、都市ソリューション、医療、デジタル経済、先進製造業といった分野でビジネスチャンスが見込めるとしています。

<経済発展戦略に 24 億シンガポールドル>

シンガポールでは毎年 2 月に翌年度(4 月～翌 3 月)の予算案と経済政策が発表されますが、

2月20日に発表された予算では、CFEの経済発展戦略の実現に今後4年で24億Sドル（約1,914億円）を投じることを表明。中小企業を中心に地場企業のデジタル化や生産性向上、海外進出を後押しする他、炭素税の導入やディーゼル車の削減など、環境保護に関する各種政策も発表されました。例えば中小企業のデジタル化推進では、「SME ゴー・デジタル・プログラム」の下で、8,000万Sドル以上の予算を充当。中小企業のIT化やサイバーセキュリティ対策の支援に使われます。海外市場開拓支援では、シンガポール企業が投資する案件に政府が共同投資をするための国際パートナーシップ基金を新設。また、既存の「国際金融スキーム（IFS）」融資対象の拡大、新興国などのインフラ関連プロジェクトに取り組む地場中小企業向けに、債務

不履行の責任を共有するノンリコースローン（非遡及型融資）制度の導入などが盛り込まれました。さらに、新技術の開発を推進するために、一部規制の適用を免除する政策は従来からありましたが、その対象範囲を拡大。金融管理庁（MAS）が促進するフィンテックや陸上交通庁（LTA）が推進する自律走行車研究がその対象となります。

政策の具体案は、管轄するそれぞれの省庁がこれから発表していくこととなりますが、専門家が指摘するように、シンガポールもパラダイムシフトが必要な時期にきています。今までの処方箋ではこれからの時代を乗り越えていくことは困難となるでしょう。CFEの提言を受け、どのような道を切り開いていくのか、注目したいと思います。

訪台観光客数

台北 ビジネスサポーター 皆川 榮治

台湾観光局の統計によりますと、最近台湾を訪れる外国人観光客が伸び悩み傾向にあります。過去5年の年度別来台観光客総数を見ますと次のようになっています。

	① 外国人 訪台客総数	② 中国人 訪台客数	③ その他国 訪台客数
2012年	731万人 (20.1%)	223万人 (30.5%)	508万人 (69.5%)
2013年	802万人 (9.6%)	249万人 (31.0%)	553万人 (69.0%)
2014年	991万人 (23.6%)	375万人 (37.8%)	616万人 (62.2%)
2015年	1,044万人 (5.3%)	393万人 (37.6%)	651万人 (62.4%)
2016年	1,069万人 (2.4%)	321万人 (30.0%)	748万人 (70.0%)

外国人客総数（表左列）で見ると、かつては20%に上る高い年率を示していたものが、最近では2%と言う低さになっています。つまり2015年に1,000万人を超えた時点から急激に訪台観光客数の伸びが低くなっています。

これは、表の②列のように、中国人観光客数が2015年をピークに減少しています。中国の最近の経済の低迷により、台湾への中国人観光客が減少したことのほか、台湾に民進党政権が成立したことを受け、中国政府が台湾への渡航について、2016年後半以降、抑制するよう表明したことによるものです。ご覧のとおり中国人訪台客数は外国人旅行者総数のうち2014年には38%近くを占めていましたが、ここにきて（2016年）、急激に減少しています。逆に中国人以外の外国人訪台客数は、表の③のように着実に増加していることが分かります。

- ①（）内は訪台客総数の対前年伸び率。
 ②（）内はその内の中国人訪台客数%（構成比）
 ③（）内は中国を除く他外国人訪台客数%（同）

更に日台中の関係を、日本と台湾の相互往来数値に加え、中国人の訪台客数の 3 つを併せて比較するなら、右表のとおり、次の 3 点の特徴が見えてきます。

第 1 は 50 年間の日本統治時代があったことから日本人の台湾への関心は強いものがあり毎年、底堅い訪台客があること。

第 2 は台湾人の訪日客数は 5 年間で 3 倍近くにまで急増していること。

第 3 は、それまで増え続けていた中国人の台湾への訪問が今や陰り始めていることです。台湾のホテルなどでは、部屋を汚すなど手のかかることが想定される顧客の宿泊を控えるケースも出始めています。

※ ()内は 2012 年を 100 とする指数%

	日本人訪台数	台湾人訪日数	中国人の訪台数
2012 年	143 万人 (100)	147 万人 (100)	223 万人 (100)
2013 年	142 万人 (99)	221 万人 (151)	249 万人 (112)
2014 年	163 万人 (114)	297 万人 (203)	375 万人 (168)
2015 年	163 万人 (114)	380 万人 (259)	393 万人 (176)
2016 年	185 万人 (129)	430 万人 (293)	321 万人 (144)

社会現象の真実

重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

「2016 年都市生活消費指数」が、重慶メディアで発表されました。

重慶晨報、成都商報、深セン晩報等 7 社の主流メディアが共同で、淘宝、天猫美粧、天猫電器量販店などアリババ業界ネットショッピングの 2016 年 1 月～11 月の消費購売データを分析したものです。

これによると、ネットショッピングユーザーは圧倒的に若者(18 才～29 才)が多く利用しており、外国製のお菓子類、化粧品、衣服などのファッション購入に電子決済サービスを利用するなど、従来の購買形態から大きく変化し、ネットショッピング業界は活況を呈しております。

ネットショッピングの驚異的な発展の一方、休眠会社、ゾンビ企業の急速な精算整理政策による失業者が増加しております。重慶市工商局管轄内だけでも 2016 年不動産開発企業 270 社の登録抹消、230 社に対する社名、経営範囲変更督促が行われました。

不動産価格については、買意欲を掻き立てるとして、昨年秋頃から軒並み 10～15%の上昇調整が(根拠のない)行政施策として行われております。不動産価格で例を上げるとホンダ工場

跡地に建築され近く完成予定のマンション価格が昨年初頭迄は 1 平米 8,000 元位だったのが昨年末頃は既に 1 平米 13,000 元といった具合です。

ネットショッピングユーザーもマンション購入ユーザーも若年層で占めていますが、この若年層ユーザーの原資はどこから？と考えさせられる現象であります。

こういった社会現象については、どの現象が真実なのか。国外の企業が判断に困る経済情報が数多く見られます。中国は政策によって、如何ような社会現象をも引き起こせる不思議な二面性を備えた所です。

また、食品の安全が問われている昨今では日本の食品は安心安全と言われ、ネットでの売れ

重慶人ネットショップユーザー年齢分布

年齢	化粧品	電機製品	ファッション	食品
18 才～24 才	36%	30%	29%	28%
25 才～29 才	21%	22%	21%	23%
30 才～34 才	12%	10%	14%	16%

〈重慶晨報データ〉

行きが拡大している反面、中国国内の食品（特に外食産業）業界は信用度が年々薄れ、売上げに影響しています。このため、安全安心をアピールする為に厨房内にカメラを設置し、作業所内の整理整頓、清潔感を醸し出しておりますが、ここは

「上に政策あれば下に対策あり」の社会。映像も真実を映し出しているとは限りません。

どこからの、どの情報を判断基準として中国への展開を検討するのか、日系企業さんの大きな課題となっております。

NY NOW 冬展に出展して

ニューヨーク ビジネスサポーター 蟬本 睦

2月4日～8日の5日間、ニューヨーク市内のジャビッツ展示会場で、ギフト・ホームの展示会、「NY NOW」が開催されました。2月と8月の年に2回開催される全米最大級のギフト・ホームの展示会です（8月展については、2016年10月号を参照ください）。筆者もエージェントとして、日本のメーカー様のブースにて販売活動を行いました。

ハンドメイドのセクションのみ2月4日～7日、その他の主要部門が2月5日～8日の会期となっていました。主要部門のオープニング日である2月5日（日）は、友人・知人、家族などで集まる習慣のあるスーパーボウル・サンデー（プロ、アメリカンフットボールの、年間チャンピオン決定戦）と重なっていたため、バイヤーの来場が減るのではと危惧されていましたが、

写真のとおり、ますますの来場でした。

一方で、気になったのが、出展者数の減少です。例年であれば、会場の一番奥まで、びっしりとブースで埋まっているのですが、今回は、特にメインといっても良い3階の後部でブースの空きが目立ちました。筆者は、2008年より、年に2回、何らかの形で参加、出展してきていますが、このようにブースが減ったのは、リーマンショックの直後の2009年くらいで、他は経験がなく、少し驚いてしまいました。一時的な、景気の変動なのか、「NY NOW」という展示会の置かれた環境が変わってきているのか、もう少し見定めないと判断できかねますが、少し気になる徴候でした。

また、会期が進み、7日（火）、最終日の8日（水）の来場が本当に少なく感じました。これまで、大雪にやられてということもありましたが、今回はそこまで天候が悪いということはありませんでした。周りのブース、知人のブースなどヒアリングしてみましたが、「これまでどおり」とするところや、「よかった」、「少なかった」と出



（初日オープン時、バッジを受け取るカウンターに並ぶ来場者：両写真）

展者によって評価はまちまちでしたが、全体としては明らかに、これまでより来場が少なかったように感じました。

ひとつ、これは個人的な仮説ではありますが（何の根拠もありませんが）はっと会期中に思い当たったことがありました。アメリカに新しい大統領が1月20日に誕生して、ほぼ全米規模となる展示会としては、初めてのものだったということです。

メディアの報道も、新大統領が大統領令を発する様子を伝えており、新大統領を支持した層は拍手喝采なのでしょうが、そうでない層に

とっては、とても先行きに不安を感じる、1月、2月だったかもしれません。

筆者の考えとしては、不安とまでは行かないまでも、なんらかの「不透明感」が醸成されていることは、間違いはないのではないかと考えています。景気や経済にとって、このどっちに転ぶのだろうという不透明感ほどやっかいなものはないのではないかと、とも考えています。

この先のアメリカの経済、景気の行方は良くも悪くも、新大統領の行方に左右されるのかもしれない、いやすでに左右されているのかも、と考えさせられる展示会となりました。

日系企業に大きな影響のある移転価格関連新規則

ジャカルタ ビジネスサポーター 割石 俊介

2017年1月4日に財務大臣規則（PMK）213号が公表され、その内容が大きな話題になっています。従来より移転価格は税務上の重要テーマですが、今般 OECD が主導する BEPS（Base Erosion and Profit Shifting（税源侵食と利益移転））に関連し、インドネシアで新たに制定されたのが上記規則です。BEPSは、各国の税制の相違点や不整合を利用した国境を越えた過度な節税策が問題視されたことを背景として取り組みが始まったフレームワークで、インドネシアは G20 の一角として本件に参加しています。

PMK213号では親会社・グループ会社の概要や無形資産の概要を盛り込む「マスターファイル」及び各国拠点の状況を表した「CbCR（Country by Country Report）国別報告書」の作成が必要、また、子会社は「ローカルファイル」の作成が必要となることが明記されました。新規則が大きな話題となっている理由は、①マスターファイル、ローカルファイルともにインドネシア語による作成が義務化、②作成期限が決算期終了後4ヶ月以内と短い、③作成が必要となる基準値が非常に低く設定されたため殆どの日系企業が対象となったことです。

日本の場合、親会社が1,000億円以上の連結総収入でなければマスターファイル作成の義務はありませんが、インドネシアでは、①子会社の総収入が500億ルピア（約4.2億円）、②関連者との棚卸資産取引が200億ルピア（約1.7億円）、③関連者との無形資産・役務提供・金利受払のいずれかが50億ルピア（約4,200万円）、④インドネシアより低税率の国の関連者と取引がある（インドネシアは25%、タイは20%、シンガポールは17%）、のいずれかの基準に該当する場合となっているため、多くの会社がインドネシア基準により作成が必要となっています。

また、日本では多くの会社が2018年3月にむけてマスターファイルを作成中であるため、現時点でまだマスターファイルが完成しておらず、他方でインドネシア基準によると2017年4月あるいは7月が期限となったため、インドネシアのためにマスターファイル作成を大幅に前倒ししなくてはならないことになりました。

適切な文書作成がなされないと会社の税務ポジションをサポートできず、税務更正につながる可能性があるため、しっかりとした対応が必要となっています。

【中国国内でのウェブサイト開設に関する「公安備案」について】

＜回答者 公益財団法人ひろしま産業振興機構 上海事務所＞

Q

当社は中国で自社 HP を作成し、運用しておりますが、ウェブサイトの開設に関する取締りが厳しくなっていると聞きます。既に長期間にわたって運用している自社 HP についても、何か対策する必要はありますか。

A

■ 中国国内でのウェブサイト開設に関する「公安備案」について

現在、上海市ではウェブサイト開設に関する「公安備案（所轄の公安局への届出）」の有無についての取締りが厳しくなっています。

中国では、中国国内にサーバーを置きウェブサイトを公開して配信する場合、公開する前に工業・情報化部への「ICP 登録」（注1）を行い、その登録番号をウェブサイト上に表示することが、義務として法令で定められています。

これに加えて、1997 年 12 月 30 日公布の「計算機信息网络国際聯網安全保護管理弁法（公安部令第 33 号）」第 11 条、第 12 条においては、会社所在地の所轄公安局にて「公安備案」の手続きを行うことが規定されています。ただ、実際には、これまで一部の省・市を除き、基本的には「公安備案」の手続き状況を確認されることはなく、「ICP 登録」の手続きのみで済んでいましたが、近時は「公安備案」の手続きを行うことが改めて求められています。

そのため、中国国内にサーバーを置いてウェブサイトを開設しながら、「公安備案」手続きを完了していない場合は、速やかに公式サイト（「全国公安機関互聯網安全管理服務プラットフォーム」<http://www.beian.gov.cn>）を通じて手続きを進めてください。

公式サイト上での手続きを完了すると、「备案号」と呼ばれる番号が公布されます。この「备案号」を自社ウェブサイトの下部に表示させる必要があります。「备案号」の表示により、一連の手続きが完了します。

※ 当該手続きを履行していない場合、今後サイト閉鎖処分を受ける可能性もありますので、十分ご注意ください。

（注1）「ICP」は Internet Content Provider の略で、中国国内にサーバーを設置し、ウェブサイト公開を行う事業者を指します。中国では、ウェブサイトは「営利性」と「非営利性」に分類され、「非営利性」のものは届出制、「営利性」のものは許可制で ICP ライセンス取得の対象となります。（関連法令：「互聯網信息服務管理弁法（國務院令第 292 号）」、「非經營互聯網信息服務備案管理弁法（信息産業部令第 33 号）」）

■ 自社ウェブサイト（下部）への「ICP 登録番号」及び「备案号」の表示の仕方



※ 「全国公安機関互聯網安全管理服務プラットフォーム」<http://www.beian.gov.cn> より「実例」の転載

本質問については上海市での手続き方法を例に解答しております。各地域によって手続きが異なることがありますので、具体的なお相談があれば、ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター、もしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

ハッピーからのお知らせ

「平成28年度インドネシア視察研修」事業を実施

今年度は、インドネシア（ジャカルタ、バタム島）を訪問し、工業団地、日系進出企業、商業施設、道路・港湾等の視察を行いました。インドネシアにおける最新の現状と課題について理解を深め、県内中小企業の今後の製造拠点、販売網、マーケット等の投資の可能性を探り、また現地との人脈づくりにつながりました。

■ 日 程 平成29年1月15日（日）～21日（土）

■ 参加者数 12社・団体、19人

■ 訪問国 インドネシア

■ 視察先

（1）ジャカルタ

- ・ジェトロジャカルタ事務所（ブリーフィング）
- ・大型商業施設、ローカル市場等
- ・日系工業団地にて、製造業、食品加工業、サービスマン
ション
- ・タンジュンプリオク港新コンテナターミナル
- ・現地進出日系企業との交流レセプション

（2）バタム島

- ・バタム開発庁（ブリーフィング）、工業団地
- ・医療機器工場

■ 概 要

- ・インドネシアは人口2.5億人で若年人口が多く、人口ボーナス
が2030年頃まで続くと言われています。

- ・ジャカルタ近郊のGIC工業団地では、日系の機械、自動車部品

会社や調味料製造会社などを訪問し、インドネシアの最近の経済状況、物流、工業団地の利点等のほか、人材確保の難しさ、現地パートナー探しの重要性、現地従業員の文化・生活を理解して接することの必要性、また食品では現地の嗜好に合わせた製品開発が重要であること等をお聞きしました。

またインドネシア最大の港、タンジュンプリオク港の現状と整備状況も視察しました。

- ・バタム島は、インドネシアですがシンガポールからフェリーで1時間と近く、自由貿易港があり関税等が免税で、輸出拠点として多くの日本企業が立地しているとのことでした。

〈参加者の声〉

- ・ジャカルタ周辺の道路渋滞や、輸送量に対して港湾設備不足するなどインフラの不十分さ、また輸入規制などの諸課題はあるが、インドネシアは今後も人口が増加し中間層も増大しており、大きな活力を感じる国である。
- ・首都ジャカルタを中心に活気に溢れている。まずは大ジャカルタエリアの3千万人を相手にした商品・サービスの提供を目指してはどうか。
- ・イスラム教が生活に根ざしておりハラルの必要性を感じた。等のご感想が出ました。



（ジャカルタ市内）



（タンジュンプリオク港）